

委 託 契 約 書 (案)

件 名	令和 8 年度浦添市上下水道事業財務会計業務支援委託												
契約金額													
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額												
	¥ _____												
契約期間	自・令和 8 年 1 1 月 1 日 至・令和 9 年 1 0 月 3 1 日												
納入場所													
契約保証金													

上記委託契約について、委託者と受託者とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委 託 者

沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 3 号
浦添市長 松本 哲治

印

受 託 者

住 所
商 号
氏 名

印

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書に記載された委託（以下「委託」という。）の（令和8年度浦添市上下水道事業財務会計業務支援委託）契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする委託の（令和8年度浦添市上下水道事業財務会計業務支援委託）契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、委託をこの契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した委託に対し、契約金額（分割払のときは、当該分割金額。）を支払うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この約款に定める承諾、通知、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、浦添市上下水道部契約規程（平成26年水道事業管理規程第2号）第6条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 委託者は、受託者が履行期間中の全ての委託を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(完成保証人)

- 第2条の2 浦添市上下水道部契約規程第6条第1項第9号を適用した場合、委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、完成保証人に対して委託の履行を完了すべきことを請求することができる。
- (1) 第14条第1項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、第14条第3項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 完成保証人は、前項の請求があったときは、次条の規定にかかわらず、この契約に基づく、受託者の権利及び義務を承継する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条 受託者は、委託の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託の一部であって、委託の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により委託の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により委託の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により委託の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（業務主任担当者）

第5条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務主任担当者（本契約を担当する統括者をいう。）を定めることを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から7日以内に甲に報告するものとする。

（業務計画表の提出）

第6条 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が作成の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の業務計画表について必要があると認めるときは、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（監督職員）

第7条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この約款に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち受託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - （1）委託者の意図する業務内容を完了させるための受託者又は受託者の業務主任担当者に対する指示
 - （2）この約款及び仕様書等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する回答
 - （3）この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務主任担当者との協議
 - （4）業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行

状況の調査

- 3 委託者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 5 委託者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、委託者に帰属する。

(業務員の配置等)

- 第8条 受託者は、業務に支障のない適切な業務従事者（以下「業務員」という。）を派遣しなければならない。
- 2 受託者は、業務員が疾病その他やむを得ない理由により出勤できない場合は、交替要員をもって充て、常に欠員のないようにしなければならない。
 - 3 委託者は、受託者が配置した業務員でこの契約及び委託者の定める服務規程等その他法令に反する行為、又は業務員としての品行に欠けると認められるときは、いつでも当該業務員の交代を求めることができる。この場合受託者は速やかに業務の交代を行うものとする。

(業務員の登録)

- 第9条 受託者は、委託者が必要と認めたときはあらかじめ業務員の登録をなし、それ以外の業務員を業務に従事させてはならない。登録後に業務員の変更があるときは、速やかに委託者に届け出て、その承認を得るものとする。

(受託者の業務従事者への責任)

- 第10条 受託者は、業務員の身元風紀、規律、健康管理及び保健衛生等の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- 2 受託者は、当該業務の履行に関し生じた受託者の業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、委託者は何ら責任を負わない。

(委託者に対する損害賠償)

- 第11条 受託者は、委託の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第21条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

- 第12条 受託者は、委託の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(委託業務の調査等)

- 第13条 委託者は、必要があると認めるときは受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(検査及び引渡し)

第14条 受託者は、別表に定める期間ごとの委託を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は前項の規定による届を受理した10日以内に検査を実施しなければならない。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了届及び検査については、前2項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。
- 5 委託者が検査合格の通知をしたときは、目的物の引渡しがあったものとする。

(契約内容の変更等)

第15条 委託者は、必要があるときと認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止することができる。

- 2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるとき、又は納入期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とで協議の上書面により定めるものとする。
- 3 委託者は、第1項の規定によりこの契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止し、受託者に損害をおよぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第16条 約締結後において、天災事変、不測の事態又は社会情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は相手方と協議の上、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(期限の延長)

第17条 受託者は、その責に帰することができない理由により、履行期間までに委託を完了することができないことが明らかなときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

(契約金額の支払)

第18条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表に定める期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。なお、支払いは事業ごとに区分して行うものとする。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない委託がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第19条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第14条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に委託の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、委託の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第20条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の1に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による委託が完了した後においても、同様とする。

- （1）公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - （2）受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - （3）前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第21条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1）履行期間内に委託の全部又は一部を履行しないとき。
 - （2）第14条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - （3）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - （1）委託が履行不能であるとき。

- (2) 委託の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 委託の一部の履行が不能である場合又は委託の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 委託の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は浦添市上下水道部契約規程に違反する行為をしたとき。
- (7) 第3条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の委託において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検収を行い、当該検収に合格した委託の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた委託の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- （1）前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - （2）受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- （1）受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - （2）受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - （3）受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

- 第21条の3 受託者は、第21条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第21条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（裁判管轄）

第22条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第23条 受託者は、この約款に定めるもののほか、浦添市上下水道部契約規程及び労働基

準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別 表

月	支 払 金 額
令和8年11月1日～令和9年3月31日	円 (うち水道事業 : 円) (うち下水道事業 : 円)
令和9年4月1日～令和9年10月31日	円 (うち水道事業 : 円) (うち下水道事業 : 円)